

平成25年1月23日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午前10時0分

○散会時刻 午後0時1分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

小島伸夫 庶務係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 検討・協議事項	1
(1)議会基本条例について	1
2 その他	38

午前10時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、おはようございます。ただいまから第26回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長から御挨拶をいただきます。座長、お願いします。

○伊藤座長

改めまして、おはようございます。早朝からありがとうございます。いよいよ26回を数えておりますけれども、議会基本条例の中身について、毎回このところは議論を深めていっているところでございますが、どうぞきょうも忌憚のない御意見をいただきながら、その意見を私なりに拝聴させていただければと考えています。

きょうはいつもとはちょっと違う机の配置でございます。実は委員会審査においては、この机の配置が基本になります。したがって、代表者会議は今まで2人分を1人の席として使っておりましたが、このような形で委員会と同じく、今、ちょうど小島さんがカメラを持っていますけれども、あの位置の天井あたりにカメラがついて、委員会の中継が行われるというスタイルになります。ぜひその辺は御理解をいただきながら、会派に戻ったときに、今度こうなりますよというようなこともお話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

日程の1、検討・協議事項に入ります。

議会基本条例を議題といたします。

今回は、3会派さんから共同提出されました修正案について協議いただき、座長からは第6章、議会事務局体制の説明、意見交換で終わっております。前回までに出されました修正案の協議を経まして、会派のほうに持ち帰られたところもあろうかと思えます。会派の中で出されました意見等がございましたら、ここを出していただければと思います。ございませんか。はい、井上委員。

○井上委員

おはようございます。前回、前文が終わりまして、第1章のほうから共産党さん、元気派さん、ネットさんの3会派共同修正案ということで出されまして、それについて会派のほうに、この場所で協議された内容について持ち帰らせていただきまして、その協議内容

について幾つか確認をしていただきたいということで会派の中での協議がありましたので、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

これは1章、総則の2条に、修正案のほうで、議会への市民参加を推進するという記載の部分があるんですけども、前回、この代表者会議の中でも協議があったんですけども、具体的に議会への市民参加の推進をするというところの中身についての提案会派の考え方等について、改めてちょっと確認をさせていただきたいということでお願いしたいと思います。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

ここの市民参加というのは、これからこの後にいろいろと章立てがある中で、市民参加というところがここに関係してくるところなんだと思うんですが、具体的に言いますと、市民報告会もそうですし、また、パブコメや、またはアンケート調査などを行うというような、その他、規則で定めますというような中身もここに入ってくると思います。具体的にはそのようなことですけども、そのほかにも、後で各章の中で言われるようなところの広報広聴機能のところ、そういうところで市民の意見を聞くというところで市民参加ということが出てきますので、ここの前文にはその文章が入りました。

○井上委員

市民参加という書かれ方、書き方をしたときに、確かに市民参加の意義というのは大きく受けとめているところではあるんですけども、より具体的に市民報告会であったり、パブリックコメントだったりというような今御説明をいただいたんですけども、そういうところに市民参加というようなことで記載をしていただくということであれば、全く異論なく理解はできるんですけども、要は、行政の立場のほうで市民参加というふうに言っている部分と、議会が市民参加というふうに言っている部分の中で、考え方とか位置づけというのがちょっと違ってくるのかなと。

議会というのは、あくまでも政党に所属をしていたり、会派に所属をしていたりというところで、結論を導き出していくと。多種多様な市民の方々の意見とか考え方、そういったものを議員個人個人が受けとめて、最終的に会派の中で方向性というものを出していき、結論を導いていくというのが議会に求められている部分であるというふうに会派としては思っております、そのときに、市民参加というふうなくくりで、こちらの基本理念のところに入れていくということになると、なかなかそれというのが、果たして……書いてはみたものの、実際、一般の市民の方々が、この議会基本条例を読まれたときに、行政が言

っている市民参加と議会が言っている市民参加というものの違いというのが、じゃ、どこにあるんですかというようなところの部分というのがなかなか把握されにくいんじゃないかなというようなところというのが会派の中の議論としても出ました。

ここで意見というか、考え方として、消してくださいとか、加えてくださいとか、そういうことではなくて、会派の議論としてはそういう議論が出ましたと。出た上で、より市民参加ということなのであれば、具体的に御説明いただいたような3章、4章以降の章の中で広報広聴であったり、パブリックコメント、アンケート、市民報告会というところで具体的な記載があれば、ここで非常に大きい意味での市民の参加、具体的に何をというふうに御説明いただかないと、非常に幅の広い市民参加という記載をしていただくんじゃないかと、より細かい、具体的なところを別の章でしていただくことのほうが、受けとめ方としては、よりわかりやすいことにつながるのかなというような考え方を持つんですけども、その辺についてはどうですか。

○ドゥマンジュ委員

そこはとてもいいところを質問していただいたと思います。市長部局のほうの市側の市民参加と行政の市民参加というのは違うかなと思うんですね。それは、市長サイドでは市長提出議案についてこの条例をつくる時とか、計画ですよ。そういうので市民参加というのが行われますけれども、議会での市民参加というのは、例えばこれから、議員がこの基本条例の中でもたくさん出てきますけれども、政策を議会として提案していくときなどに、では市民の皆さんの考え方はどうなのか、地域の実態はどうなのかということ議会として聞いていくというところで、市民参加というのがこれからまたどんどん広がっていくと思うんですね。

市民報告会も、だんだんに市民との意見のやりとりを通して、そこから政策をつくっていくということになっていくと思いますし、いろいろなところで、議員個人がそれぞれで聞くのではなく、議会として聞いた中で、そこから政策をつくっていくというようなことがこれから行われていくと思いますし、ほかの自治体での市議会でも、そうした方向性を持って議会改革というものがされて、議会基本条例もつくられていると思います。

それで、この前文の中に市民参加を位置づけるということは、全体の議会基本条例が、市民参加を大事にしてやっていくんだということを示すという点で、やっぱりここに入ってくる意味というのは大きいと考えます。

○井上委員

今お話を伺っていて、あれっと思ったんですけども、基本的に議会において、いろんな意見があるわけですよ。28人がそれぞれ一人一人選挙で選ばれている28人がいる中で、

何度かこの代表者会議の中でもこういう例を出させてもらっていますけども、ビルを建てる建てないという、AかBかという問題点があったときに、それを政策の中に議会として市民の声を聞いていくとなったときに、建てるという市民の声もあれば、建てるべきじゃないという声もあると。結論を出していくという段に当たって、それを議会として聞くということがなじんでいくのかなと。それが会派であったり、各議員の方々が建てるべきだ、あるいは建てないべきだというような意見を聞きながら、最終的に、要は28人で決をとるわけですね。その決をとるところの段に至るプロセスの中で、さまざまな市民の方の要望、あるいは声というものを聞いていった上で、議員個々人という話になるのか、会派単位という話になるのか、いろいろあるんでしょうけども、そこで結論を導き出していくというのが決定のプロセスだと思うんですね。

そうすると、政策の中に市民の声をしっかりと生かしていくという議論というのは、別にそれは議会としてというよりも、むしろ議会で決定をしていくプロセスにおいて、個々の議員もしくは会派がそういう声を受けとめた上での結論を導いていくという話になると私は思うので、そうすると、議会全体で政策提言をしていく中で市民の声をとというのは、議会という存在の権限、権能、職責といえますか、そういうものを考えていったときに、そこはちょっとわかりにくいんじゃないかなというふうに受けとめるんですけれども。

○ドゥマンジュ委員

まさに今、議会改革というのが、そういうところを問われているんだと思うんですね。例えば、議会改革の先駆けとなっていると言われている会津若松市では、市民の声をもとに政策をつくっていくシステムというのを議会が立てています。これはやはり今までは議員個人個人、または井上委員のおっしゃるように会派ごとで市民の声を聞き、そして、そこで議論をしていくということから、会派を超えて、議会として全体で、例えばビルを建てる問題でしたら、委員会で調査を行って、委員会の中でその議論を尽くしていく、そして議会としてこういう決定になったということを市民にわかりやすく説明するためにも、会派として、個人個人としてではなくて、委員会として、そして議会として声を聞いていくという中から、そういう政策をつくっていくというような方向に、今ほかの自治体の中では、会津若松の例をもとに議会改革が行われています。

ですので、井上委員のおっしゃるのもわからないではないですが、これからの議会として目指していく方向は、議論を尽くしていく中で、そして、議会全体として結論を出していくというところがわかりやすく、皆さんにわかっていただくというところを目指していくべきだと思いますので、井上委員の前提に立っているところではない、これからの議会のあり方を目指していくという点で、ここに市民参加というものがあります。

○井上委員

ちょっと混ぜ返すような言い方で申しわけないんですけども、議会全体で結論を導き出していくということは、賛否を経て、これが大原則だと思うんですけども、多数決で、議論を尽くすんですけども、最終的には決をとるのが民主主義だという理解でよろしいですね。まずそれが。

その上で、ちょっとわからないのが、議会全体で議論をして最終的に決めていくというようにお話なんですけども、当然意見が分かれたときには決をとるという段になると、当然賛成、反対というのが出てくるわけで、そこにおいて、結論に対して主張が通らなかった会派、あるいは議員の方に見れば残念な結果になるんでしょうけども、それは議論を尽くしていったと。

そういう結論を導き出していくときに、当然市民参加というのはあってしかるべきだと思うんですけども、それを議会全体としてというような言い方になるとちょっとわかりにくいというか、イメージがつかないので、ちょっとこういう話をさせていただきたいというところなんですけども。

○ドゥマンジュ委員

私、この場でも例として何度か出ささせていただいたと思うんですが、例えば多摩市では、ビルの面がガラス張りになっていて、夜になると、かなりそこに向こう側のビルが映ってしまって、ガラス張りのビルというのは、住民からのいろいろな課題提起があったということで、それが陳情として出されて、それが建設委員会全体では、その地域に出向いていて、実情を聞こうということで意見を聞いたということがありました。こういうのも市民参加だと思いますし、委員会でそうした動きをつくったということが、議会として市民の声を聞くという一例だと思います。

それで、いろいろな意見がある中で、最終的には多数決になるような形になるとしても、そこに至るまでいろいろな議論を重ねて、ではどこまで歩み寄れるのか。それぞれが市民の声を代表して、この中で議論を尽くす中で、どこまで歩み寄れるのかというような、そして、どこに合意点を持ったのかということがわかる、そうした話し合いをするためにも、会派、個人個人ということよりも、委員会や議会全体としての市民の声を聞くということが、これからはさらに本当に求められてくると思います。

私だけの説明ですので、ほかにも何かそれについておっしゃることがありましたら、ほかの委員の方の意見もお聞きしたいと思います。

○川畑副座長

よろしいですか。雨宮委員。

○雨宮委員

まず、第2条に市民参加ということを位置づけたのは、私たちの修正案では、2条の頭に市の議事機関という文言というか、あれを入れているんですね。この議事機関というのは、それを受ける形で市民の意思を市政に反映させる決定機関というところにかかってくるわけですが、だから、議事機関としての機能を果たしていく上で、公開原則——ほかにいろいろな原則を掲げていますけれども、公開公正の原則と市民参加という2つの大きな命題を包括的、一般的な、まさに原理的な考え方としてここに位置づけたということなんですよ。

先ほどから話があるように、じゃ、具体的な中身はどうかということになりますと、3ページ目の第3章、市民と議会の関係の中の一部に、その関係性を具体的に述べました。文言の整理をやったり、条項の整理もやられていますけれども、以前、座長のほうからも示唆があったように、原案のほうで、全部で9項目ぐらいにわたって列挙されているものを、中身の精査や文言の整理も含めて、第5項として、その他必要な事項は別に定めるという別定め規定をここに入れて、さらに具体的な中身をここで明らかにするというふうなつくりにしたかどうかというのがこの修正提案の中身なんです。

それから、市民からの情報を把握するという点で、今、井上さんが繰り返し言われているように、別にこの規定があるからといって、いわゆる議員個人のパイプ、あるいは党派としてのパイプを断つわけじゃないんですよ。それはそれで同時並行でやってもらえばいいわけだし、議事機関として同じテーブルに着いて、同じ市民の人から、要するに情報の共有化を図るということを前提にしながら議論を進める必要があるんじゃないかという意味合いもここにはあるんです。だから、最終的には採決ですから、議論を尽くした上で全体の合意に達すればそれはそれでいいし、意見が分かれば、それはやっぱり分かれたという話になるだけの話——だけというか、そういう結論になるということですから、いわゆる議論の体系に何ら矛盾だとかひずみを持ち込むことにはならないだろうというふうに私は思っていますけどね。

○川畑副座長

ほかにございますか。井上委員。

○井上委員

今の情報の共有化ということで、お話しいただいたんですけども、それはまさに基本理念の、この条文の中でも、情報公開を進め、市民との情報の共有を図るということで、具体的に明文化というか、書いてあるわけですよ。書いてあった上で、さらに市民参加を推進というような記載があるということで、要は、市民参加というのは非常に広い意味じゃ

ないですかと私は受けとめているんですけども。だから、あれもこれもということが当然想定されるんですけども、それが今の御説明の中では、6条のところ、市民と議会の関係というところで、具体的なことに落とし込んでの規定というのがなされているので、それについては、ここに書かれていることを全然否定するものでもないですし、より具体的なことが一つ一つ書かれているということで整理がされるんじゃないかというふうな思いというか、考えを持っていますというところで私のほうはとめさせていただきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかに。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今のところで、井上委員の発言で、情報の共有化というところでありましたけれども、条文の第2条で書かれている情報の共有化というのは、議会側が持っている情報と市民との情報を共有化するという意味ですし、今、雨宮さんが言った情報の共有化というのは、議員間での情報の共有化という意味でおっしゃったんだと思います。その点を……わかりますかしら。その点を一言申し上げておきます。

○川畑副座長

御意見ですね。はい、林委員。

○林委員

おはようございます。黙っていられなくなりましたので、参戦させていただきたいと思いますが、情報公開と市民参加というのは、時代の流れとともにそれが必要不可欠なものになってきているということは理解しているつもりです。

ただ、今、主にお二方の議論を拝聴していると、ドゥマンジュ委員さんはいろいろお勉強されているのはよくわかるんですけども、1つ、会津若松の例を出されましたよね。会津若松は、うちと市の特性が全く違うんですよ。私たちは、実は会派で視察も行って、議会基本条例をつくられた方々と直接お話もさせていただきました。あそこは市域が広いし、地域の特性があるんですよ。地域ごとの党派というか、そういう党派構成もまた違いますし、どちらかという、いわゆる無所属色が強い農家の方々とか、そういった方が多かったのかな、とにかく、うちのまちとはまた地域特性も違う、地域性も違う、市域も違う、人口も違う、だから、一概に比較するのはちょっといかなものかなと思って私は伺っていました。

市民参加のあり方というのを、最初、井上委員が、どういうことを考えられていますか

ということで報告会、パブコメ、アンケート等々とおっしゃいましたけども、例えばうちの定例会に当てはめてみると、仮にもしやるとすれば、会期の問題、委員会の進め方の問題、随分大きく変わってくる可能性もあるわけですよ。その辺については、会期の問題とかも含めてどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。どういう場面で——いつも乱発するというのは私もいかなものかと思えますし、全部お伺いを立てて市民の御意見を伺うというのもいかなものかと思えますし、そのために私たちは4年置きにみそぎを受けているわけですから、ある意味、一任されている部分があるわけですよ。ですから、市民参加というか、市民の御意見を伺うというのは全く否定はしませんけども、具体的に、定例会とかうちの議会の1年間の流れに当てはめたときに、どういうふうに考えていらっしゃるか、その辺、もしシミュレーションを考えていらっしゃるのか、お考えがあれば伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ドゥマンジュ委員

まず、会津若松の件ですけども、実際に視察に行かれたということですよ。やはりあそこは、林委員がおっしゃるように、たしか3つの自治体が合併して、議員が61人にもなってしまうと、それで、それぞれの議会のやり方のルールが違うので、これは何とかしなきゃいけないというところで、議員の倫理条例とともに、そうした政策サイクルをつくっていったという経過あるというふうに私も認識しています。でも、それが結局、政策のサイクルをつくる中で、議会としては、じゃ、どうあるべきかということも、本質的なところもしっかりと話し合われて、それが全国的にも注目されて、議会からの視察が大変多いということも聞いています。

今度、市民参加はどういうふうに想定しているかということですけども、それは追い追いに考えていかなければいけないことだと思いますし、委員会のあり方も基本条例にうたわれていますよね。そうした中でも、また議論していかなければいけないところだと思いますし、今の議会のあり方が、日程が決まっているという中でどうやっていくかというところは、閉会後にそうした委員会を臨時的に開いてやるかということも考えられるのかもしれませんが、そのやり方については、これからやるということに決まれば、いろいろに考えていくところだと思います。

○林委員

おっしゃることはわかるんですけど、それだと、例えば、議会の市民参加を推進しという言葉がこの条例に入れた場合、期待する市民というのは非常に多くなってくると思うんですよ。今の地方自治法 109条の中に、例えば委員会だったら広聴機能とかあるわけですし、そういうもので十分補っていけると私は思っていますから、いたずらに言葉を期待

させるという言い方が正しいのかどうかあれだけども、期待をさせるような言葉を入れることによって混乱を招くようなことは避けたい。条例はシンプルで私はいいというふう
に考えを持っています。意見ですけどね。

○川畑副座長

御意見ですね。ほかにありませんか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

具体的なイメージの問題ですけど、これは私の意見ですよ。3会派で共通しているとい
う認識じゃないというふうに思っしてほしいんだが、例えば、公聴会を開いたり、あるいは
アンケートをとったりする以外、私は大きく言ってケースが2つあるんじゃないかと思っ
ている。

1つは、よく言われる、市政上で市民の意見が大きく二分とか三分されている問題につ
いて、議会としての議論をする際に、直接市民の意向を集約、把握するという、これが1
つのケース。

もう1つは、例えばこれから多分そういう場面が多くなってくるだろうし、くることを
期待しているんですが、議会として、あるいは委員会として条例なんかを提案する場合に、
当然考えられますよね。基本条例だけじゃなくて、具体的な市民福祉に貢献するというか、
そういう条例なんかを提案する場合に、その前段での、いわゆる政策研究会じゃありませ
んけども、調査研究事項の1つとして、市民の意向を直接把握する、そういう場面だろう
というふうに私は思っています。

だから、御心配されているかもしれませんが、例えば今度1定があつて、あの分厚い
予算書の一個一個について全部市民意見を聞くのかとか、そういうことは私は考えてはい
ませんから。だから、やっぱり大きな問題——さっきも2条の頭のところで言いましたけ
れども、まさに議事機関としての機能、あるいは権能と言ってもいいのかな、それを正確
に発揮していくために、やっぱり市民とのキャッチボールが、特に政策立案の過程におい
ては必要だろうというふうに私は強く思っている。

確かに自治法の中に広聴機能という広聴の規定があることはありますけれども、自治法
で規定されている、既にエリアというか範疇を超えて市民参加という、新しい概念とは言
わないけど、広聴機能も包含された概念の発展が、今、ちまたで言われている、いわゆる
市民参加ということなんだろうかなというふうに思うんですよ。

だから、別に自治法に規定されている内容と対立関係にあるわけじゃないし、むしろそ
れを含みながら、もっと幅広い概念として捉えていけばいいんじゃないかなというふうに
思っていますけど、それは私の意見です。

○川畑副座長

御意見ですね。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ほかにありませんか。大河委員、どうぞ。

○大河委員

先ほどのやりとりでも出ましたけど、やっぱり議会というのは議事機関で、議決だけでもないし、立法するするだけでもなく、合議して決めていく、選挙で選ばれた正当な唯一の機関だということは御承知のとおりだと思います。

そして、今、市長部局がさまざまな市民参加をしているということで、むしろ議会不要論になって、議会は、じゃ、何のためにあるのかという声が、逆に言えば聞こえてくるような気もいたします。そういった意味からも、やはり合議機関であるし、唯一の決定機関であれば、より多くの市民の意見を議会側も把握しながら、いろんな市政に反映していくという考え方やモチベーションを持って進んでいかないと、これからのありようということで、私は制度的にもなかなか耐えていきにくい場面が出てくるのではないかと思います。

やはり、今いろいろ行われていた独任制の首長の議事を、むしろ自分と考えを一にした人を入れていこうというふうな動きや、さまざまなものを見ても、二元代表制の議会がより住民の声をとっていくあり方というのは、やっぱりこれから必要じゃないかというふうに私は考えております。

それと、会津若松と調布は確かにあれですけど、逆に多摩市議会、同じような都市にある議会において、多摩は逆に参画という言葉を使って、議会への市民参画というような話をされ、何回も直接出て行って説明をし、意見も聞き、アンケートもしたりというふうなこともしておりますので、やっぱり学ぶべき点があると思いますし、ただ、皆さんがおっしゃっているように、行政がやっている市民参加と議会が行っていく市民参加の進め方やありようというのは、当然それぞれに特徴があって違うわけですし、そのことをこれから条例化していくときに、住民の方にわかっていただけるようなお話をしていくということもありますし、逆に言えば、これはちょっと蛇足ですけど、この間、自治基本条例が制定された中で、議会のことがそこにも書かれておりますけど、それとの関係性も含めて議会がこれからどうあるべきかというの、もう一つ課題になっているのかなという気もしております。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

今の部分に関連。私、改めて読み返してみて、この第1条、ここがなかなか崇高なうたい方をしているなと思っているんですよ。4年間に1回選挙という評価を受けて、負託を受けているんだっただけかな、そのとおりだと思いますけども、市民の負託に応じて、もっと公正、民主的な市政発展及び市民福祉の向上に寄与、これをよりリアリティーというか、リアルタイム性を持って、まさに負託に応じていく上でも、この2条に掲げた市民参加というのが非常に重要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。

議員の皆さん、それぞれ議員個人としても、先ほど言いましたけども、会派としても、もちろん日常不断に市民の皆さん方の意向や意識や要望を把握する、そういう努力はされているというふうに思いますけれども、さらにそれを、繰り返しになりますけれども、議事機関としての議会という立場で、より深く発揮する上で、1条を受ける形での2条というのが非常に重要なのかなと。その中に市民参加をうたい込むことは極めて重要なのかなというふうに、改めて今のいろいろな議論を聞いていて思いました。

意見です。

○川畑副座長

御意見ですね。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

それでは、次に入ります。

本日までに、第4章から第6章までの修正案が民主・社民の会さんから、共産党、元気派さん、生活者ネットさんの3会派から共同修正案が提案されております。

最初に、資料70で提案されております民主・社民の会の井上委員さんのほうから、提案説明をお願いしたいと思います。井上委員。

○井上委員

それでは、改めまして修正案についての提案説明をさせていただきたいと思います。先ほどまでたくさんしゃべってしまったんですけども、コンパクトにまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず冒頭、今回、修正案を出させていただくに当たりまして、会派としての考え方を簡単にお話しさせていただきたいというふうに思いますが、先ほどから議会での議論についても、住民にわかりやすく説明をしていくというような御意見等もある中で、今回、議会

として、議会基本条例を策定していくということで、同じ方向を各会派が向いてこうした議論をされているわけでありますけれども、我々の会派といたしましては、まず基本的にコンパクトでわかりやすく条例を策定していくべきだという考え方に立たせていただいております。

あわせて、今回、別にけちをつけるわけでは決してないんですけども、座長提案ということで御提案されていますけれども、実際読んでいくと、条例自体が非常に膨大で、例えば前回は議論になりましたけれども、章によってその活動原則だったり、理念だったりというところと具体的なところの位置づけということで、同じ文言が繰り返されているところもあるんじゃないだろうかというふうに読んでおります。

これは否定ではなくて、座長提案というのが出た場合に、必要最低限のことだけの記載で出されていって、その肉づけを議論していくのかというパターンと、とりあえず目いっぱい出しておいて、それを徐々に削っていくというやり方、いろいろなやり方があるんでしょうけれども、我々の会派としては、どちらかというとな後者のほうで、今回、この提案が出されてきたんだろうというような受けとめ方をした上で、前段が長くなりましたけれども、御説明のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、第4章の市長等と議会の関係。ここの章の中で、まず市長と議会の関係というふうな章のくくりになっておりますので、基本的にここで議論の充実というふうなところの項の記載については必要がないだろうというふうに思っております。理由はと申しますと、第5章で議会機能の強化ということでまた章が別に立って、そこでも議論の充実については触れられていますので、そうした意味から、9条については全てカットしていきたいという提案になります。

具体的には、9条1項については、一般質問についての記載があるんですけども、これ、代表質問についての記載が実はないんです。「市政上の論点及び課題を明確にするため」ということで、当然それは一般質問、あるいは代表質問、さらには、例えば議案に対する上程時の質疑というのも考えられるのかなと思うんですけども、ここでは具体的に一般質問というような記載になっていますので、ただ、じゃここに代表質問と入れたりすると、文言の整理というのなかなか難しいのかなということで、そうした理由で、まず1項については記載をする必要がないのではないかと。

2項目に関してですけれども、「市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じて政策過程の説明を求めよう努めます」と。こういう言い方がいいのかわからないんですけど、非常に当たり前の話ですし、あわせて市長が提案する施策というのは、重要な施策等というふうな記載をするまでもなく、全て重要でしょうという考え方のもとで議案と

して出されているわけですし、だから、議案にその軽重があるわけではないので、重要な施策等についてということで、あえて記載する必要もないのではないかという考え方でカットが妥当じゃないかということです。

3項目に関しましては、「予算及び決算の審議に当たって」というふうな記載がありますけれども、これは今申し述べたとおりで、条例案の審議についても当然わかりやすい資料の提供を求めていますので、そうした考え方に基づいてカットしていくということではないかという御提案になります。

続いて、10条の監視及び評価のところですがけれども、これにつきましては、先にまず3項のところ、「議会は、市長等の事務の執行」云々というところなんですけれども、これに関しましては、1項と2項の下線部分をカットし、つなげていったものが左側の新というところになりますけれども、「監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めなければなりません」というような1項に統合したんですが、そうすると、1項に同じ内容が、3項の部分と重なるところが記載されているために、3項をカットし、1項、2項を合体させたということでもあります。

それから、続きまして、5章の委員会活動のところになるんですけれども、この委員会活動のところは、実際、13条のところ、議会機能の強化という部分の中で、議会機能についてはまとまって、ここの中で述べられておりますので、その他、要は議会機能の強化という5章の全体の議論の中でいくと、13条で述べられていることを15条で記載する必要はないのではないかとということで……ごめんなさい。大変申しわけありません。1枚抜けていましたね。申しわけない。済みません。ごめんなさい。まず5章ということでいきますが、13条の3項ですね。済みません。「政策研究会を設け、その具現化に努めるものとします」というふうに記載がありますが、これはことができる規定に改めさせていただいております。

続いて、14条なんです、14条の自由討議のところの2項ですね。これは2項カットというふうに記載させていただいておりますが、理由といたしましては、14条1項で、議会とはということで、議会全体が「議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとします」ということで1項で述べられておりますので、それを受けて、2項については、議会というふうなくくりで記載があるので、議長、あるいは委員長というような形で、その役職のところに、具体的に記載する必要はないのではないかとということで、2項についてのカットということで御提案させていただいております。

続いて、15条ですが、15条の1項、語尾ですね。「ねばならない」というところを、「するものとします」です。2項の「努めなければなりません」を「努めます」というこ

とで、これは条例の語尾をほかの条例とそろえていくということも含めて修正させていただいております。

3項についてですが、ここについては、4項で委員会に関しては別条例で、これは調布市の委員会条例というのがありますし、3項について、この基本条例で規定をするというよりは、要綱、あるいは規則というところで記載をしていくということで対応可能ではないかということでカットさせていただいております。

あとは、16条から18条までは原案のままということで、最後に6章の19条2項のところなんですけれども、19条2項の議長の任免権のところですが、これは「任免権を行使するものとします」。ここまではいいんですけれども、この後段の議会事務局の職員人事の議長との協議を市長がしなければならないというところが、ここまで議会のほうで規定をするべきものなのかというのが、規定すべきものではないという判断に至りまして、ここについてはカットしていくということで修正させていただいております。

以上です。

○川畑副座長

ただいま井上委員さんから修正案の説明が終わりました。

修正案について質疑、意見等がございましたら、挙手にてお願いいたします。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

質問なんですけど、第9条について、第9条の1項を、これは議論の充実というところでは第5章にあるからというところでお話、説明があったと思うんですけど、第5章のほうは、議論の充実と言っても自由討議のことについてですとか、委員会活動についての議論の充実ということだと思います。この9条では、一般質問などの本会議場での一問一答についての議論の充実についてということだと思うんですけど、その違いについてどう把握されているのかということと、あと、民主・社民の会さんからは、改革案の中で提案がされているのが、一問一答形式と反問権を付与というふうにありますけど、これについてここで触れられないというのはどのようにお考えなのかなというところをお聞きしたいと思います。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

まず、後段のほうから先にお答えしますけれども、座長案が提案されて、それに対する質疑、意見ということで、これが仮に載る場合には反問権というものは当然記載していくべきでしょうということを意見として述べさせていただいたということでもあります。

会派の中で検討した結果、一般質問にのみ特化をした議論の充実という条項自体は必要なのではないかということで、そういう説明でカットしていけばいいんじゃないですかということになります。

以上です。

○ドゥマンジュ委員

今のお話の確認なんですが、じゃ、反問権のところについては、代替案は出されないんでしょうか。

○井上委員

会派としては、そもそもこの9条自体の、要は一般質問はこうこうこうだよということを条例で決める必要があるのかというところからの考え方なんです。だから、それは要綱だったり、規則だったりというところ、あるいは申し合わせ事項だったり、これはそもそも一般質問を一問一答か一括質問方式かというのは、これはあくまでも幹事長会議等の中での協議を経た上での議会としての決め事であって、これを条例に書いてどうのということの必要性はないのではないかということでもありますので、我々としては、記載は要らないという提案になります。

だから、反問権のところについても、これから議論が熟していって、最終的に反問権というのを認めましょうということであれば、それは我々の会派も主張させていただいてますし、その方向でというのは、我々としては歓迎するべき方向なんですけれども、それは別に条例——今回、条例の話を見せていただいていますよね。だから、条例に記載する必要がないというだけのことであって、要綱、規則、あるいはさまざまな申し合わせ事項とか、やり方というのは幾らでもあろうかというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

どこの章の第何条という言い方ももちろんできないことはないんですが、包括的にお聞きしておきたいのは、条例のつくり方というのは、要するに骨部部分、特に基本条例だから骨部部分だけをつらつら述べて、あとの細部というか詳細については、今も出ていたように、例えば規則で定めるとか、要綱で定めるとかというつくり方と、もう1つは、条例そのものの中、本体の中に全部組み込んでしまうというつくり方と、大きく言って2つあると思うんですが、この民主・社民の会のほうからの修正案の考え方というのは、部分的に見るとコンパクトという冒頭の説明があったから、例えば9条なんかはその典型なのか

なというような思いもしないわけではないんですが、そういうフィルターをかけた場合に、例えばほかのところで内容の重複だとか、事実上、重複するような部分というのは見受けられないという評価をしているんですか。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

とりあえず今回については、4、5、6章ということで提案をさせていただいています。じゃ、1章から3章までどうなんだというところもあるんですけども、大変恐縮なんですけども、この議会改革検討代表者会議のスピードと会派の調整というのが、いろんな意味で御迷惑をおかけすることもあるのかなというところでとめておきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

コンパクトでわかりやすい条例という意味はわからないではないですが、ただこの条例は、市民の人に議会の仕事というか、役割を知っていただくということも1つであります。これを読んで、例えば新しく議員になる方が、議員の活動というものはどういうものなのかということが一通り理解できる条例である必要もあると私は思っております。

したがって、先ほどの私たちの提案になってしまいますけど、一般質問と確かに書かれていましたけど、やはり議会にとって質問というのは非常に重要な1つのテーマですから、それに対してどのような考え方と方法でやるのかということや、議会の基本的な権限ということ言えば、予算、決算ですとか、条例の改廃とか制定というのも大事な部分でありますから、それに対してしっかり資料を求めるのは、私たちは少し違う書き方がありますけど、大事なところかなと思いますけども、そういうふうに条例を見て、議会活動というのはこういうことをいうんだというふうに議員の立場で見たときに、もう少し私は書き込む部分があってもいいんじゃないかなというふうに、聞いていて思いましたけど、その辺の御感想というのはどうなんでしょうかね。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

こういう議論ができて幸せだなと思うんですけども（笑声）、おっしゃっているところで、これはやっぱりぜひ議論をとというふうに思うんですけども、市民の方がわかりやすく

読めるというときに、じゃ、市民って誰なんですかと簡単に考えたときに、小学生でも読めるという話なのか、あるいは勉強された方、大人というんですかね、成人が読んでわかるという話なのか、いろんな捉え方があるんだと思うんです。特に、そこで今、市民について細かいことは言いませんけれども、一方で、見たところでいくと、議員になろうとする方が読むバイブルといえますか、基本のことが書かれているというものとしての位置づけと両方あろうかと思うんです。

実際、我々の会派としては、誰が読んでもわかりやすいものを条例として規定していくという方向がいいんじゃないかということでの今回御提案をさせていただいているということですので、これは、だからいろいろ議論をしていって、じゃ、やっぱりここについてはもうちょっと細かく書かないとわからないんじゃないのとか、そういうところが議論を経た上で具体的に条例案として出てくればという、1つの会派としての投げかけというふうに受けとめていただければというふうに思います。

以上です。

○大河委員

もう一点、議会事務局の体制整備のところ、任免権はいいんだけど、人事に対しての協議のことについてどうなのかというのがありましたけど、これ、1つは事務局に、局長のお答えがありましたけれども、こういったことがほかのところでもあるのかどうかというのをちょっとお尋ねしたと思います。余り見かけないことはありますけど、ただ、議会の人事というのは、前、議長経験者の方からもありましたけれども、何らあれもないというの、なかなかそれでいいのかなということもありますから、私は多少なりともそういうことが協議ができる、したいというこちらの考え方というんですかね。そういうものを伝えていく必要はあるし、これはある面で調布の特徴になるかもしれませんが、それが人事権を侵すというところまでは至らないのかなというふうには思っていますけど、このところを具体的にカットしたのは、やっぱり侵すものだというふうに認識をされたという御意見でよろしいわけですか。

○井上委員

そこはすごいいろんな考え方があるんだろうなと思うんですけども、例えば議長人事は、28人議員がいる中で、28分の1の方が議長になられるということで、それぞれ出身母体というんですか、いろんな会派から出られているという状況も、それは政治的な話ですけども、あるのかなというの、考え方の1つのところには、そういうことも思ったというの、も実際にあります。

そうはいつでも、一般論で申し上げるときに、ここについては、とりあえず条例という

形で記載をするのではなくて、実際、任免権を行使するものとしますというこの条文だけは残させていただくということを主張させていただいた上で、例えば要綱、規則といったところで、議長との協議に努めるものとするとかというような記載はあってもいいんじゃないかなというのりしろについては、我々としては持っております。だから、この条例の文案をどうするんですかと言われたときには、カットということでは提案として主張させていただきましたけれども、それは別に規則、要綱というところでいけば、また議論には乗れる用意はあります。

以上です。

○大河委員

確かにある程度シンプルでわかりやすいというのが、検討していく中で多くの委員さんから出されている意見だと思いますが、やっぱり条文ですから、必要なものことについては、やはり条文の中にきちんと入れていかないと、やっぱりその意味や位置づけがなかなかはっきりしないのと、今おっしゃったように、じゃ、要綱には入れていくのかという議論も、条例の審議の中でしっかりしておかないと、後になって、こう思っていたのに入ったとか、入らないとかという話にもなると思しますので、今聞いていて、やはり条例の審議は時間のかかるものだなという印象を今持ちました。

○川畑委員

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

いわゆる別に定める規定の中に内包される内容についての話が今出ましたけども、例えばそれが要綱であれ、規則であれ、何であれ、かんであれ、その中身のある程度具体的に明らかにした上で、条例本体とセットにして考えていくということをとらないと、条例本文だけを先行決定して、その後で要綱を考えましょうということでもいいのかなという、私はそういう作業手法についてはちょっと疑問を持っていて、だから、さっき言いましたように、でき得る限り要綱なら要綱、別に定める規定についての中身を明らかにする。それは別に座長の全ての責任ということに限らず、我々は修正提案、あるいはこちらもそうですけど、出している会派も含めてそういう努力をする必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、ぜひこの場でもそういった確認をしてもらえればありがたいと思うのが1つ。

それから、そちらの民主・社民の会さんの9条関係なんですけども、確かにおっしゃっていることはそのとおりかなという部分もあるんですけど、ただ、今、議会というものに対する市民的な目線が、要するに、二元代表制と言っても、一体何のことなのかよくわか

らない、あるいはもっと極端にどうか端的に言えば、議会というのは、市長が提案したものを単に議決するだけの機関ではないのかというふうな誤解をされている部分も少なからずあるというふうなことも一般的に言われていると思うんですね。だから、そういうことも念頭に置いた上で、9条はこの原文のままで、そのままでいいかということは議論があるにしても、やっぱり市長と議会はこういう関係性を持って運営されているんだということが、骨格部分でもわかるような記述はあったほうがいいんじゃないのかなというふうに私は思っています。

だから、後で私たちの修正の内容についての説明をさせていただきますけれども、そんな発想というか、考え方に基づいて、私たちのところでは、原文の相当部分についてはそのまま残すというふうなことで提案しようとしているところなんですけどね。そこは、だからぜひよく考えていただきたいと。

同じようなことは、10条についても、たしかに当然と言えば当然のことだし、1と2を整理統合したのは、それはそれなりに合理性は理解できる場所ですけども、やっぱりこの関係制についても議会の2つの任務、監視と評価という、これが明確にわかるような記述はやっぱり入れておく必要はあるんじゃないかなというふうに思っています。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員。

○林委員

今の議論を聞いていまして、基本的に民主・社民の会さんのこの条例に対するコンセプトというのは、コンパクトでわかりやすいというお話だったと思います。私どもも基本的なコンセプトとしては、先ほども申し上げましたけども、シンプルかつコンパクトというのが基本になっておりますので、基本的なところだけを押さえていくというのを私どもは基本にしていきたいと。そのことが先ほど雨宮委員がおっしゃられたような、要綱、規則等をセットにして考えていかなきゃいけないということに対して、基本的なところだけ条例として押さえておけば、あとは今後の議論の展開につなげていけるということも考えられるんじゃないかなという意見を持っております。

以上です。

○川畑副座長

御意見で。ほかにございますか。はい、大須賀委員。

○大須賀委員

19条の第2項の後段部分なんですけど、井上委員の条例全体はコンパクトにわかりやすくというのは基本的に理解しています。ただ、この部分は非常に重要なポイントだというふ

うに私は思っています。前回、前々回、何回か申し上げていますが、議長の議会事務局の職員人事の任命権は、形骸化というか、実質的には市長人事をそのまま受け入れざるを得ないのが現実なんですよね。事務局長、事務局次長、その他職員は、やっぱり議長の目指す方向を理解して一緒に進んでいくと。まさしく議長の補助職員ですから、その補助職員人事については、私は市長との協議がなければ、議長の思うというか、議会の方向に行きにくいというふうに思っていますので、ここは極めて重要なポイントだと思っています。

また、条例か要綱か規則という話になりますけども、単純に言うとそれぞれの重要性がどこに位置づけるかということになるかと思うんですね。私はこの点については極めて重要なので、条例の本文にしっかりと位置づけるべきだというふうに思っています。

また、出身会派の話がありましたけど、出身会派のことを考えていたら議会運営はできないと私は思います。議長に就任するときは、皆さん挨拶で大体公平公正をモットーにとおっしゃる方がほとんどだと思うんですけども、かなり強いですよ。出身会派どうのこうのなんて考えていたら、多分議会運営はできないと思いますので、その辺は御心配いただくなくても、そういう方がなれば別ですけども、通常はそういう方はならないと私は思っています。

以上です。

○川畑副座長

御意見で。はい、高橋委員。

○高橋委員

私も意見だけ1つ言わせていただこうかなと思ったんですけど、今、大須賀委員もおっしゃったんですけども、私も19条の2項の後段部分に関しましては、正直申し上げまして、座長のこの前の御説明を伺ったときに、いわゆるルールというようなところは、なるほど、そういう形になっているんだと実は初めてそこで勉強させていただいたんですけども、その任命権を行使するものとするというだけですと、今おっしゃっていた、この前座長もおっしゃった意味合いのところが残念ながら伝わらない。これをきちんと明記してマスト事項として協議しなければならないという、マスト事項として残しておくというのは、条例だからこそ非常に重要になってくるんじゃないかなというふうに思い、ここについては原文のとおり表記をぜひ残していただきたいという意見としてだけ申し上げておきたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、次に移りたいと思います。

次に、資料71におきまして、3会派共同提出がございました。3会派共同提出の提案説明をお願いしたいと思います。どなたが。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

では、前回と同様に、まず私のほうから概要の説明をいたしまして、補足的にお2人の方からの説明をというふうに思っています。

この4章以降というのは、議会、行政、あるいは市民それぞれの立場というか、立ち位置と相互の関係性について何をどう定める必要があるのかということが中心だろうというふうに思っているんですね。

8条から行きますけれども、市長、行政との関係、議会の関係について、ここは基本的には原文どおりなんですけど、前回ですか、前々回ですか、いろいろ議論もありましたけども、このアンダーラインを引いてあるところ、それから取り消し線で消したところを文言の入れかえといいますか、「緊張ある関係を構築し」という原案に対して保持をするというふうに言いかえました。これは単に言葉の使い方の問題ということですね。構築をするというより、今は構築しというと、これからつくるみたいな話になっちゃって、今ないのかみたいながった見方もとられないとも限りませんので、現在ある関係をさらに維持をし、発展をさせていくという意味合いで、この保持という言葉を使いました。

それから、9条、先ほどもいろいろ議論がありましたけれども、これは議論の充実というのは、もちろん議会という団体そのものの位置づけというのがありますけども、その主要な部分というのは構成員たる議員ではないのかなということで、第9条1項におきまして、「議会は」とあるのを「議員は」というふうに変えました。そして、市政上の論点、課題、これはあえて言えば並列的な文言の使い方なのかなという思いから整理をして、「市政上の課題」に一本化する。

同時に、先ほども議論がありましたけども、一般質問というふうに限定しないで、代表質問もあったり、あるいは上程時の質疑もあったりします。一般的に言って、市長に対する質問等については、原案にあるように質問形式を選択した上で行うということでありまして、したがって一問一答方式というところの一般質問を削除という形にいたしました。

9条2項ですが、これは先ほども議論がありました反問権です。反問権についてこの代表者会議の中の議論は、さらに研究、検討を深めるということで、そういう扱いになっているのは十分承知しているところなんですけど、第1項でいわゆる一問一答方式という記述

がありますので、それに対をなすセットという考え方で、この2項をそっくり追加いたしました。市長等は、議員の質問に対してその論点を明らかにする。ここがポイントです。論点を明らかにするために、議長の許可を得て反問することができます。この論点を明らかにするというのをわざわざ入れたのは、ほかのところの議会で、たしか青森でしたか、フォーラムか何かで、何人かの議長さんや基本条例の策定に当たった方の報告の中であって印象に残っているんですが、ちょっと言葉は余りふさわしくないんだが、いわゆる難癖をつけるような反問をすることがないわけではないということを条例上きっちり整理するために、こういう論点を明確にするという文言をあえて入れたということに留意していただければというふうに思います。もちろん議長の許可ということが前提になります。

3項です。ここはそのままですね。

それから、4項ですが、ここはさっきの要綱等で処理したらというのとちょっと相反する記述の仕方になっていますが、やっぱり議論の充実というのは、ある意味では議会としての一番大きな原理原則の部分になりますので、じゃ、具体的にどういう内容を明らかにする必要があるのかということで、必要に応じて以下に掲げる事項の説明を行うことを求めることかできる。できる規定にしました。これは、実は原案の2項からの引用といえますか援用です。これはアンダーラインを引くのをうっかりしちゃったんですが、具体的には(1)から(6)まで、1号から6号まで全てアンダーライン、新規挿入です。

中身については読んでいただければというふうに思いますが、ちょっと特徴的なのは、政策形成の過程は、それはそれのとおりなんですけど、3号、ないしは4号、総合計画、調布の場合の新しい基本構想とそれに基づく基本計画の策定段階に今入っていますけれども、そういった総合計画の中においてどのような立ち位置なのか、位置づけなのかという部分と、それから、それを実施するのに必要な財政措置という書き方をしておりますけども、財源だと思うんです。財源をどうするのか。その上に立って4号では、その実施効果についての説明ということをあえてうたい込みました。市民参加については、これまでの議論があったとおりであります。

ページをめくっていただければと思います。それから、第8条ですが、これは監視及び評価。監視と評価が議会の権能、機能の2つの重要なファクター、要素であるということは皆さん方からもいろいろ出されておりますけども、ただ、実際にこの条文、10条を読んでもみますと、その前の第8条と内容的にほぼ重複しているのではないかというふうな理解に立ちまして、これを全削除することといたしました。

第11条、議決事件の拡大についてです。これは、基本構想の策定過程でも大きなどうか、いろいろな議論があったところですけども、議決事件として自治法に議決規定がな

い基本構想、そして「及び基本構想に基づく基本計画」までをセットにして議決対象にするということで、第11の「及び基本構想に基づく基本計画」を挿入いたしました。

それから、12条はそのままですね。

第5章に移ります。議会機能の強化のうち、最初の部分ですが、これは原案の議会機能の強化というくくり、13条以降についてちょっと整理をいたしまして、原案の13条1項、2項、これについては、括弧書きにしてありますように、第8条と重複するというふうを考えまして削除することにいたしました。

したがいまして、一部文言を修正して、項づけで3、4を1項、2項と改めました。市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言についてというのは、これはあえて必要なかろうということで、議会には必要があると認めるときに、その政策立案に向けた調査研究を行う。そのために政策研究会を設けますというふうにししました。ここは「設けることができます」でもいいんですが、より積極的な位置づけということで、「設けます」というふうに断定、言い切りをいたしました。

それから、2項です。新2項については、これは原案どおりであります。別定めです。

次、14条の2項、これは文末の文言整理です。ならない規定を「します」というふうに変えました。

次、委員会活動、15条の1項ですが、これも文言整理に属する内容です。「するようにしなければなりません」を「するよう努めるものとします」。

それから、2項につきましては、これも一部挿入ですね。追加。「参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします」。最後の部分は語尾整理、文言整理です。これは自治法の規定とのダブリ、重複だという見解も当然あってしかるべきかというふうに思いまされども、基本条例ですから、改めてここに位置づけるということで、ここに挿入いたしました。

3項については、これは文言整理、語尾整理です。これも、ならない規定を「ものとします」という修正です。

次、議員研修に関する16条ですけれども、これは「法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるように」と、研修の目的はもちろんこのとおりなんですけれども、条例でこまごまでうたい込む必要もないのではないかということで、「充実及び強化を図るものとします」ということで整理いたしました。

17条の1項ですけれども、これも「議会の討議に反映させるよう」というところを挿入して文言を文末整理いたしました。ここは、「議決により」というところがこの後出てくるのかな。政策研究会と違うところですね。「設置し、議会の討議に反映させる」、こ

れが設置目的ですから、討議に反映させるというその目的を改めてここに挿入して、明記したということになります。

次、18条、予算の問題。ここはそのままですね。

それから、第6章、先ほども議論になっていましたけれども、議会事務局の体制整備ということで、第19条の1項ですが、これは、政策立案機能の充実ということももちろん否定するものではありませんが、そのことも含んで議員の資質を高めるということに、全体に包含するという意味合いから、この「議員の資質を高め」という文言に修正いたします。

それから、議会事務局の調査、政策法務、これは実務面ですね。もっと言えば、実施事業面、その他の機能、そして、及びですから、体制整備は人事の関係、人の配置の関係を指しているものです。

2項、これがさっき議論になっていたところだというふうに思いますけども、私たちは、行政、市長部局と議会人事について、やっぱり一定の相談というんですか、協議をする必要があるんだろうなという認識は持っているんです。ただ、原案ですと、市長にそれを議会側から義務づけるというのは、法づくり方としていかがなものだろうかという疑問がありまして、むしろ議長のほうから市長と行政に対して協議を呼びかけるという意味合いから、議長と市長等を入れかえて、「この場合、議長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ市長等と協議するものとします」。これも、「ものとします」という文言整理も含めた義務規定ではない規定に改めました。

それから、次、これは新しい第20条なんですけど、議会図書室です。これは今あるあの議会図書室についてなんですけど、「議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとします」。現在、議会図書室は内容的にも非常に充実を図りつつありますけれども、これをさらに、この間いろいろ出ている政策法務機能の充実とか強化という他の部分との整合性も考えた場合に、その補助機関としての図書室の機能強化充実ということで、この20条を新規に起こしました。

なお、条ずれ、項ずれについては完全に整理し切れておりませんので、そのあたりの整理は最後の段階でやっていけばいいのかなということで、あえて部分的なずれ条項があることを承知した上で提案している部分もありますので、御承知おきください。

以上です。あと2人から。

○川畑副座長

補足説明がございましたら、お願いします。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今、雨宮委員が説明してくれたことで私たち3人で話し合った中身が十分語り尽くされ

ていると思うんですが、あえて補足するとしますと、第9条の4項なんですが、ここは原案の2項から、このような具体的に書かせていただきました。

というのも、また私たちもやはり議員としてだんだんと人がかわっていくものでもありますし、この議会基本条例というのが議会としてのありようのよりどころとなるものだと思いますので、コンパクトにというような御意見もありますけれども、やはりある程度、この条例を読んで、議員とはどういうものをしていくものなのかとか、議会はどうあるべきなのかというものがわかるような書き方が必要だと思います。

そしてまた、多摩市の議会報告会に行きましたときに、議会と市長とのやりとりがビデオで流されていたんですが、それについて市長側からの質問に対して、答える議員がこの基本条例をもとに、基本条例にはこのように書かれているので、議会としてこれはしっかりとやっていきますというようなことを言っていたので、そうした意味でも、議会が市長側にどのような資料を求めるのかということをしかりと明示するべきだと思います。また、いろいろ議会審査をする中で、資料の不備というようなこともまたいろんな議員さんの中からもお話がありますので、ここはしっかりと書いておこうということで、このような形にしました。

○川畑副座長

ほかに補足説明はございますか。はい、大河委員。

○大河委員

私からは11条のところで、基本構想が議決となっていますが、ただ、設計図で言えば、基本設計があって、調布の場合は今度実施計画もない中で、やはり何を担保してそのことを市民との約束として議会はやっていくのかといったとき、私は、やはり基本計画が入っていないと、なかなかそのことを成就させていくのは難しいと。変えるときには当然また議決すればよろしいわけですので、やはりこの点については10年後という話もありましたけれども、もう一度再考していただきたく、この件についてはここに書き込んでおります。これは出した3党派としての考え方でもあります。

それと、先ほど図書館という話がありましたけれども、やはり場所が限られているので、行政資料室とも連携していくということももちろんですけれども、今ある資料も一度見直したりしながら、議会活動にどんなものが必要なのかというところをしながら充実させて、まさに政策形成ということに役に立つ図書館として生かしていくという意味もありまして、条例として位置づけるということをここで御提案させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○川畑副座長

ただいま修正案の説明が終わりました。71の3会派共同提出の修正案に関しまして、質疑、御意見等がございましたら、挙手にてお願いいたします。どうぞ。——ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

補足説明。この修正提案の冒頭にも要綱に準ずる、あるいは要綱そのものについての提案の仕方について述べたと思いますけども、今回提案した共同修正案③という部分の中にも別定め事項が何項目かあるんですね。それについてはまだ私どもも具体的なペーパーで提案をしておりませんので、後日提案をするような形で作業を進めたいというふうに思っておりますので、そこのところは御了解ください。別に定めるところが2カ所ぐらいあるんだよ（「15条の4」と呼ぶ者あり）。そうそう。13条にもあるし。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

膨大な量で、御提案に対してはまず敬意を表させていただきつつも、質問と御意見をとりあえず今思いつく限りは述べさせていただきたいなというところなんですけども、1ページの第9条の2項、いわゆる反問権。反問権は今、時流の流れというか、確かに本来議論のあるべき姿ということでわかるんですけども、もし仮にこれを条文に入れた場合、今現実に余り言っていないのかどうかわからないけども、質問通告をした後に、理事者側がどういった内容を質問されるんですかとか質問取りに来ますよね。これをその時点で、少なくとも今のスタイルでやっている限りは、向こうは論点を整理できるわけですよ。それを根本から改めることになりかねない。要するに、質問取りなし。出たところ勝負だというような、あり方すらも変えることにもなりかねないということをお考えなのかなと思うんですけど、その辺についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

全く個人的な見解なんですけど、私は出たところ勝負もありかなと思っていますよ。個人的にはね。ただ、もう1つ言えるのは、確かに質問取りが行政側からあって、それで少なくとも一定の答弁の、こんな答弁になりますよというぐらいの話はあるかもしれませんが、本会議の現場で例えば初回の答弁に対して再質問するとするじゃないですか。その再質問に対して、市長のほうからその質問の趣旨はこういうことなんですとか、あるいはこういうふうに理解していいんですとか、私はこう思っているんですけど、それは違うんです

かとか、それはシチュエーションというかパターンは幾つもあると思うんですが、そういうことは当然起こり得ると思うんですよ。だから、そういうことをもって反問権という言い方をしていると思いますし、それは最初の説明にもいたしましたけれども、反問権を執行とか実行している議会が幾つかあるみたいですが、その中でもやっぱり市長側からの反問の中身については相当限定的なものに制限しているようです。ですから、反問されるほうもそうだし、反問するほうもやっぱりそういう節度のある中身と、客観的に見て妥当性のある反問の中身でなきゃならないだろうなというふうに思っています。

だから、最初の繰り返しになっちゃいますけども、一切の調整なしに答弁ということがあっても、それはおかしくないかなというふうに個人的には思っていますけども、それはしかし、全28人の議員がどういうところで合意できるかという話も一方でありますから、今、林さんが指摘されたようなことになるかどうかは、ちょっと今の段階では私には何ともわかりません。

○林委員

私、いたずらに反問権を否定するつもりは毛頭ないんですけど、少なくとも市長部局、補助職員 1,000名以上ついていて、この反問権を本格的に行使しようとするれば、議員個人なんてこっぴみじんになる可能性は十分ありますよね。もちろんそれに対抗していただくの自己研さん、資質の向上に向けて磨いていかなきゃいけないというのはもちろん承知しているんですけども、この条例にもしこの文言を入れるとなると、そのときの首長さんのパフォーマンスに使われる可能性も十分ありますし、一方で、議員もそれをまた利用するというのもできるかもしれませんが、その辺はもう少し議論が必要なのかなというふうにちょっと思っています。

あともう1つ、同じく9条の4項なんですけど、この4項で(1)から(6)まで、このように入れていますけど、結論から言うと、私は条例にここまで入れることはないのかなというふうに思っています。理由としては、市長に対してわかりやすい説明を求めていくという中で、それぞれ議員はさまざまな手段を使って聞けるわけですから、あえてこういうふうに羅列しなくても、議員の市長の施策等に対する質疑等は十分できるものだというふうに思っているからでございます。

もう1つ、2ページの第11条です。基本構想は今も議決ということになっていますけども、基本計画の策定を議決ということになることに対しては、昨年基本構想を議決するという条例案を出す中で、さまざまな議論があったところです。私としては基本計画の策定については議会の議決は必要ないというふうに改めて意見として申し上げておきたいと思っています。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。小林委員。

○小林委員

まず9条の2項、反問権。これは議長の許可を得てという形になっていますから、私はこれでいいかなというふうに思っています。質問の中でなかなか趣旨がわからないという、議長が現在も整理はしていますけれども、やっぱり答弁する側から議長に確認で、こういう形でやらせてもらいたいということであれば、議長の許可で問い直すというような程度で、これは入れていただいているのかなと私は思います。

あと、4項については、これは林委員と同意見ですけれども、ここまで縛りを入れると、やはり議員側からの質疑なり質問なりの中でできるものなのかなというふうに思っています。ここまではちょっと、条例の中にうたい込みまではいいんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

この9条の4項、今いろいろな意見が出されましたが、これが青森に行ったときの全国市議会議長会フォーラムで、議会改革についていろいろな事例が発表されたときに、京丹後の例なんですけれども、京丹後もやはりこうした資料を求めるということで、ここに(1)から(6)まで羅列したことを1つの表にまとめるように要請をして、このような表がつけられたということなんです。これは一般会計の予算について、政策を必要とする背景及び提案に至るまでの経緯など、1つの表になってこれが示されていて、これが説明されたときに、こうした資料ができることによって、議会報告会でもこれを使って答えられるということになって、これが市民の信頼を勝ち取ることになったとか、あとは議員間での議論がこの資料をもとに深まってきたと。そして、議会からもいろいろに提案していくことがふえてきたというようなことが話されていました。私たちとしては、ここに書いたほうが良いと思って提案をさせていただきましたが、やはりこのように議論が進められていくことが必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員

今のお話も一理かなとは思いますが、別に条例に書かなくても、逆に言えば市長部局にこういう事例がある、こういう形で整理して議員側に説明してくれという形でいけば、

別に条例に云々、一言ずつ書く必要性はないなというふうに私は思っていますけどね。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

そういう御見解ももっともかなと思う一方で、先ほど市民にわかりやすいという話がございましたけども、私たち自身がどういうことに視点を置きながら議論を進めているのかといったときに、単にその政策がいい悪いではなく、財源の問題や将来予測やそのプロセスを含めて、こういったことを総合的にしながらしっかり議論をしているんだということを理解していただく意味で、なかなかそういう項目を書いているところがないので、どこかでやはり、じゃ、政策だとかのチェックとかいろいろ言っているけど、それは何なんだといったときの内訳にもなると思うので、ないよりはあったほうがよろしいのではないかなというふうに私は思っております。

○川畑副座長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

ちょっと1個質問させていただきたいんですけど、御説明いただいたときにあって、私が聞き逃したのかもしれないんですけども、9条の一般質問というのを削除されていますよね。これは、後段に市政上の課題を明確にするため、一問一答方式、あるいは一括質問方式云々という形になっていると、例えば、そのときにお話は出たかと思うんですけども、代表質問とか、上程時質疑についてもというようにとれてしまうんじゃないかと私は感じるんですけど、それはそういう意図で御提案いただいたということなんでしょうか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

全くそのとおりです。

○高橋委員

わかりました。だとしたら、以前の、ここまでのこの検討代表者会議の議論の中において、一問一答方式云々というときは、たしか一般質問についてはという形で議論されていたと私は記憶しておりますので、こういう形に表現がなるんだとしたら、そのの部分については改めて議論が必要なんじゃないかなと私は感じているんですけども、それはちょっと皆さんの御意見であれですけども、議論をぜひしていきたいなというふうに思います。

意見で結構です。

○川畑副座長

ほかにございますか。大須賀委員。

○大須賀委員

19条で質問なんですけど、3会派さんもそうだし、座長案もそうだし、ほかの会派の方の修正案もそうなんですけど、19条の第1項の2行目の後半ですけど、議会事務局の調査、政策法務その他の機能とありますよね。私、以前にもお話ししたと思うんですけど、政策、法務、財務は3点セットだと私は思っているんですね。特に財務というのは、例えば予算が伴う原案に対する修正案を議会がつくろうとしたときに、特に厄介なのは補助金なんですよね。国や都の補助金はいろいろ仕組みがあるので。その財務面がとても大切だと思うので、私は3点セットだと思っているんですけど、3会派さんだけに聞くのはなんなんですけど、3会派さんにも財務がないですよね。特にこれは私だけが思っていて、皆さん別にその他に入れちゃっていいよというところなんですかね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

ちょっと粗っぽい答弁になりますけど、日本語というのは非常に便利な言葉で、まさに今の部分を財務というのをその他の機能で言いかえるのか、あるいは大須賀さんが言われているように、具体的に財務というふうに記述するのか、それは選択の問題なのかなという気は私はしますけどね。だから、入れる必要性で合意が得られるのであれば、私は入れても構わないというふうに思っています。確かに非常に重要な要素だから。

○大須賀委員

今まで出ていた座長案も含めて、全ての案に財務が入っていないのは、逆にとても不思議で、その他に入れるものじゃないくらい重要だと思いますので、私は入れるべきだというふうに思っています。

それから、第2項ですけど、3会派さんの言われることもわかる部分はあるんですね。というのは、さっき言った3点セット、政策、法務、財務の面の職員をぜひ欲しいと議長側から要請する場合がありますよね。ただ、今のシステムからいうと、基本的には議会事務局の職員人事がかわるかかわらないかは、市長しか知らないわけですよね。例えば新年度、あるいは途中でかわるかかわらないかは、市長しか知らないの、かわるのがわかった段階で市長が協議に持ってくるというのがあるべき姿だと思うんですよ。かわるかかわらないかもわからないのに議長から協議をするというのはちょっと不自然かなというふうに感じます。

以上です。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

座長案という表現がありました。このことにつきましては、まず全ての章、または条にわたって提案をさせていただいておりました。途中で差しかえという形では出しておりません。したがって、そうした文言はそこだけではなくて、例えば最高議決機関だとかいうものが最後まで残っています。ですから、こういうことについてそれぞれの章でこれをまた改めろとかいうことではなくて、最終的には、そこは前段で話されていますから、いずれ私のほうから、最終的にこういう案でどうですかと出すときに、そうしたものは削除されていったり、訂正されていったりという、これが前提でありますので、ぜひその辺もご理解をしておいていただきたいなというふうに思いますね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今の大須賀委員の疑問というか発言は、ある意味当然なのかなという思いもするんですが、ただ、私たちがちょっと気になったのは、市長部局は他部局じゃないですか。議会から見たら外部機関でしょう。外部機関の人事権に幾ら議会とはいえ関与できるのかなという疑問があったんですよ。だから、確かに大須賀さん言われるように、最終的には市長しかわからないという話は、それはそのとおりだと思うんですけど、しかも、異動があるかないかもわからないのに議長のほうから協議をとというのもおかしいんじゃないかという、論立てとしてはわかるんですけど、ただ、さっき冒頭に言ったような、いわゆる法律的とか法務的な懸念があったもので、こういう書き方にしたということなんです。反論でも何でもありませんけど。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

予算の面でという話がありましたけど、私は、18条に議事機関としての機能、そのための必要な予算ということが予算の確保ということで書いてあるので、これが全体にかかわることだなというふうに思っているんで、さっき言った議会事務局だけという話ではなく、議会のというふうにとれば、18条でこのことを言っているんで、補完できるのではないかなというふうに、お金のことですけども、理解をしておりました。

○川畑副座長

ほかにごございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、次に、第7章以降の協議に入ります。まず、座長のほうから第7章の説明をお願いしたいと思います。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、第7章、政治倫理でございませう。この章では、議員の政治倫理について定めております。

議員は、主権者である市民から直接選挙により選ばれ、議員活動及び議会活動を行っております。したがって、市民から負託を受けた市民全体の代表者として、市民から信頼され、市民から疑いを招くことのない行動が求められてまいります。この基本条例は、議会だけに限らず、議会を構成している議員それぞれに対する市民の信頼があって初めて新たな議会づくりが実現するものでございませう。議員みずからが議員活動の原点である政治倫理の重要性を自覚するため、単独の章を設けたところでございませう。

そのため、本条例が制定された後には、議員の政治倫理に関する条例を制定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございませう。

○川畑副座長

ただいま座長のほうから第7章に関する説明がございました。

それでは、第7章に関する御意見ございましたら、皆さんからお伺いしたいと思います。挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

20条の2項に別に条例で定めるという規定がありますよね。これは私、さっき自分たちで出しますという話をしたんだけど、よくひっくり返してみたら、議長が定めたり、条例で定めたり、要するに既存の委員会条例で補完されたりというのが多いんですよね。だから、見返してみたら、ここで改めて真っさらな状態から提案すべき内容はほとんどなかったんですよ。だから、ここで言っている条例の定めますの中身というのは、例えばその概要について基本条例が制定される前に示されるんでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

概要というか、もちろんそうなんですけども、基本的なところはお示ししたいと思っています。これは各個人それぞれの議員にも関係しますし、議会全体も関係してきますので、当然そのことはお示ししたいと思いますが、幾つかの議会で条例ができていることも目にいたします。そうした条例を参考にさせていただきながら、私ども議会として一番ふさわしい条例の形がどこにあるのかということも議論の中に入れていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

なお、参考までに、私の持っている資料が八王子市、久留米市、この2市の政治倫理条例という形で示されておりますが、ネットでも見られますけども、ぜひ参考にさせていただければと思います。

以上です。

○雨宮委員

わかりました。

○川畑副座長

ほかに御意見、御質問ございますか。挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、それでは8章に入ります。8章に対しての説明を座長のほうからまずお願いします。座長。

○伊藤座長

それでは、8章、政務活動費であります。この章では、政務活動費を活用し、市長等に対して政策提言を行うことを規定しています。

政務活動費は、法律の定めるところにより条例でその支出根拠を定めています。昨年24年9月に地方自治法の一部が改正され、政務調査費の名称が政務活動費に、交付目的を議員の調査研究から調査研究その他の活動に資するためと改められたところでもございます。この改正に伴い、第4回定例会において調布市議会政務活動費の交付に関する条例を改正し、市議会議員の調査研究その他活動に資するための必要な経費の一部として、政務活動費が交付されております。

これまでも、政府活動費の使途につきましては透明性を図ってきたところではありますが、条例においても政務活動費を有効に活用し、市政運営に反映させるとともに、その使途については市民への説明責任を負うこととし、透明性を求めていくことを定めております。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長のほうから第8章に関する説明が終わりました。第8章に対して、皆さんからの御意見ございましたら、挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

これは質問で確認なのですが、3項の交付に関しては別に条例となっていますけど、現在は要綱が条例になっていたんじゃないかなかったです。条例になっていた。

○川畑副座長

小林次長。

○小林事務局次長

今、条例になっております。

○川畑副座長

ほかにごございますか。なければ、次に入っていいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、第9章に入ります。第9章の説明をまず座長のほうからお願いしたいと思います。

○伊藤座長

それでは、第9章、議員定数及び議員報酬でございます。

議会は、市民の多様な意見を持ち寄り反映させる場であることから、議員定数については、市民による直接請求を除き、行革や市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮するとともに、議会みずからが市民の声等を十分に認識し、議員または委員会が提案する努力を規定しています。

また、報酬につきましては、議員定数と基本的には同じ考え方ではありますが、調布市特別職報酬等審議会の意見を反映するものと定めております。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ただいま第9章の説明が終わりました。第9章の説明に対して御意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

これも質問なのですが、議員定数にしろ報酬にしろ、特に報酬のほう、ここに規定されている報酬審議会に諮るといふ、これはこのとおりの当然だと思うんですけども、先ほど来ずっと議論になっている、この部分でも市民の意見を参考に把握するというふうなことは、今の段階では考えておられないのかどうかという点について1点だけお聞きしておき

たいと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

現段階で具体的には考えていません。ただ、あらゆる手段はこれから声として受けとめていかなければいけない時期が当然あるのかなど。もしくは、議会、または会派からそうした報酬の、または減額ではなくて、逆に値上げというパターンもあるんじゃないかなど思っていますね。ですから、あくまでもこれは減額だけではなくて、増減という意味合いからすると、報酬審議会には、これは市長が報酬審議会を設置していますので、市長に対して議会からそうした要望を出すという作業、こんなこともいずれ可能性としてはあるのかなと考えています。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

定数の中に行財政改革という項目がほかのと羅列してありますけども、やはり最初の議論であったように、多様な意見を議会で反映していくということ。それと、調布の議会は委員会中心審議をとっているわけですので、委員会の中で審議できる人数の確保ということからすると、やはりそれなりの人数は必要だと思いますので、この行財政改革という言葉が入ると、職員の定数のあれと同じで、議員の定数のことに対してもすぐそういう意味での効果という話に行きがちだというふうな気もいたしますけども、これを入れた意図というのは、もしあれば教えていただければと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

これは今現在を指しているのではなくて、これから先の市政運営を我々がチェックしていく中で、当然行革も常に図っていかなくちゃいけない大きな要因、もしくは市政の現状といたしましょうか、市民、人口がどのような形で変化していくのか。その人口変化によっては、議会の構成のあり方、そんなことも議論されなければいけない。ですから、今現状が28人が多いのか少ないのかという今の話は固定していない。これから先の要因を含めて、条例の中で制定しておいたほうがよろしいかなという考えのもとにそうした表現をさせていただきます。

以上です。

○大河委員

私は、この言葉というのは結構取り扱いが難しいかなというふうに認識しております。やはり先ほど言ったように、市民にわかりやすいという意味からすると、この言葉自体が議員の定数削減につながりやすい内容になりかねないというふうに思いますので、そのときの財政状況によって歳費の問題は当然浮上してくることはあると思いますが、今、人口のあれでいって、さっき言ったように話し合いのそういった内容からしても、少しこの言葉の取り扱いについては、それだけでなくとか、あるいは削除するなり、それなりのあれが必要かなと思いつつながらこれは読ませていただきました。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

1点質問なんですけど、22条の議員定数のところの後段なんですけど、議員活動の評価等に関してというくだり。市民の意見を聴取するというのは当然のことだろうというふうに思うんですけど、「参考人制度及び公聴会制度の活用」といううたい方がされているんですけども、ちょっと具体的なイメージが湧かないんですけども、例えば変な……（「議員定数のどこだ」と呼ぶ者あり）。22条1項の後段。議員活動の評価とありますよね。そこで「参考人及び公聴会制度の活用」というふうにならわっているんですけども、具体的なイメージがよく浮かべ切れなくて、変な例えをしますけども、今行政のほうで事務事業評価をやっているじゃないですか。あんなふうな、例えば評価委員会みたいなものの中にこういった広聴制度や参考人制度を取り込んでいくというふうなイメージなんじゃないかな。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

ちょっと違うかなと思いますね。やはり先ほども言いましたように、人口規模だとか、または財政規模だとか、もしくはいろんな状況がこの調布市の中でもこれからも変わっていく要素がありますね。そうした中において、現状の例えば28人が、逆にこれを30人に戻そうじゃないかというような議論もあるかもしれない。ですから、そうした意味では、市民の皆さんから多様な意見を聴取するという、これは議会としてもやっぱり聞かなければいけないと思いますよ。ですから、それは当然各党派からの考え方で提案されたりすることもあります。一議員から提案されることもあります。

しかし、全体からすると、こうした市民の意見というものはいろいろな形で聴取をしながら、市長に対してもそうしたものを意見具申して、最終的に人数を定めていく道筋の中

にこうしたものも入れたらいかがかなということですね。事務事業評価でこの議員、この会派は削っちゃうとかそういうことじゃありませんので、ぜひよろしくをお願いします。

○雨宮委員

会派を削るなんてとんでもない話になっちゃうんだけど、ちょっと言葉足らずかなと思ったんですけど、前回、2名の定数削減をやったときは、たしかあれは幹事長会議が議論の場でしたよね。違ったっけ。議改協だっけ（「いや、議改協じゃない」と呼ぶ者あり）。まあいいや。そういう、要するに、そういう独自の評価機関みたいなものをつくるというふうなイメージかどうかというのをちょっとお聞きしたかったんです。要するに、議論する場をどうするのかというような、だから、そこまでまだイメージを描いていないのであれば、それはそれでいいんですけど。

○伊藤座長

これから先のことは私たちが責任を持ってこれを提案できるわけじゃありませんから、そのときの構成員に任せたいと思うんですが、過去の経緯を見ると、当時私の記憶ですと、議改協では方向性が出るものじゃありませんでした。ですから、幹事長会議の中においてある会派さんから提案がされて、それに対して意見がいろいろありました。そして、最終的には、これは全会一致ではないことで決着をつけたような経緯がありますね。

ですから、それを考えると、これから先にそういう事態が仮にあることを想定すると、例えばそうした幹事長会議などの場面を通じて協議、方向性を示していくという手順ではないかなと思いますね。

○川畑副座長

よろしいですか。大須賀委員。

○大須賀委員

前回の定数削減のときとも関連するんですけど、22条の第2項の3行目の後半部分、提案者ですけど、議員はわかるんです。委員会とありますよね。この委員会のイメージがいまいちわからないんですが、常任委員会、具体的に総務委員会を指すのか、あるいは議会運営委員会を指すのか、それとも定数削減のために新たに設置する特別委員会等を指すのか、座長のお考えだとどの辺を指していらっしゃいますか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

先ほどもお話をした中に、例えば特別委員会をつくるという、そうしたことも考えられるということは入れて発言しませんでしたから、誤解を招いたかもしれませんが、例えば

委員会ということになりますと、今、大須賀委員さんお話しのように、議員削減の特別委員会をつくろうじゃないか、その中で協議をし、方向性を示したらいかがかというような、これは委員会として条例改正の提案をする。もしくは会派として議員個人が提案をして、そこで皆さんとのやりとりの中で方向性を示していく。いろいろな種類があると思うんです。だから、ここで委員会と定めておくことが必要なのか否かは、また別問題かもしれません。そのときに委員会をつくって、その委員会に権限を与えたらどうだというような方向性もありますから、ここにうたうことが必要かどうかという議論はこれからあるかもしれませんということです。

○川畑副座長

よろしいですか。大河委員。

○大河委員

私も、先ほど幹事長会でというお話もありましたし、場所的な問題はなかなか難しいので、固定化するの難しいのかなと今聞いていて思いましたので、少しここは再考の余地がある部分かなと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、皆様の御議論により本日の会議時間はなくなりました。本日の協議はここまですといたします。

本日は、条例案第7条、8条、9条までの座長の説明で終わっております。代替案がございましたら、1月28日月曜までに座長のほうに提出のほどをお願い申し上げます。

次回は、第27回代表者会議となります。1月30日水曜日午前10時から、全員協議会室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、座長のほうから何かございますか。

○伊藤座長

特にありません。

○川畑副座長

それでは、傍聴の皆様には、感想などがございましたら配付してあります用紙に記入していただければ幸いです。

それでは、第26回代表者会議を終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後0時1分 散会